

案件 1 土地利用計画の見直しについて

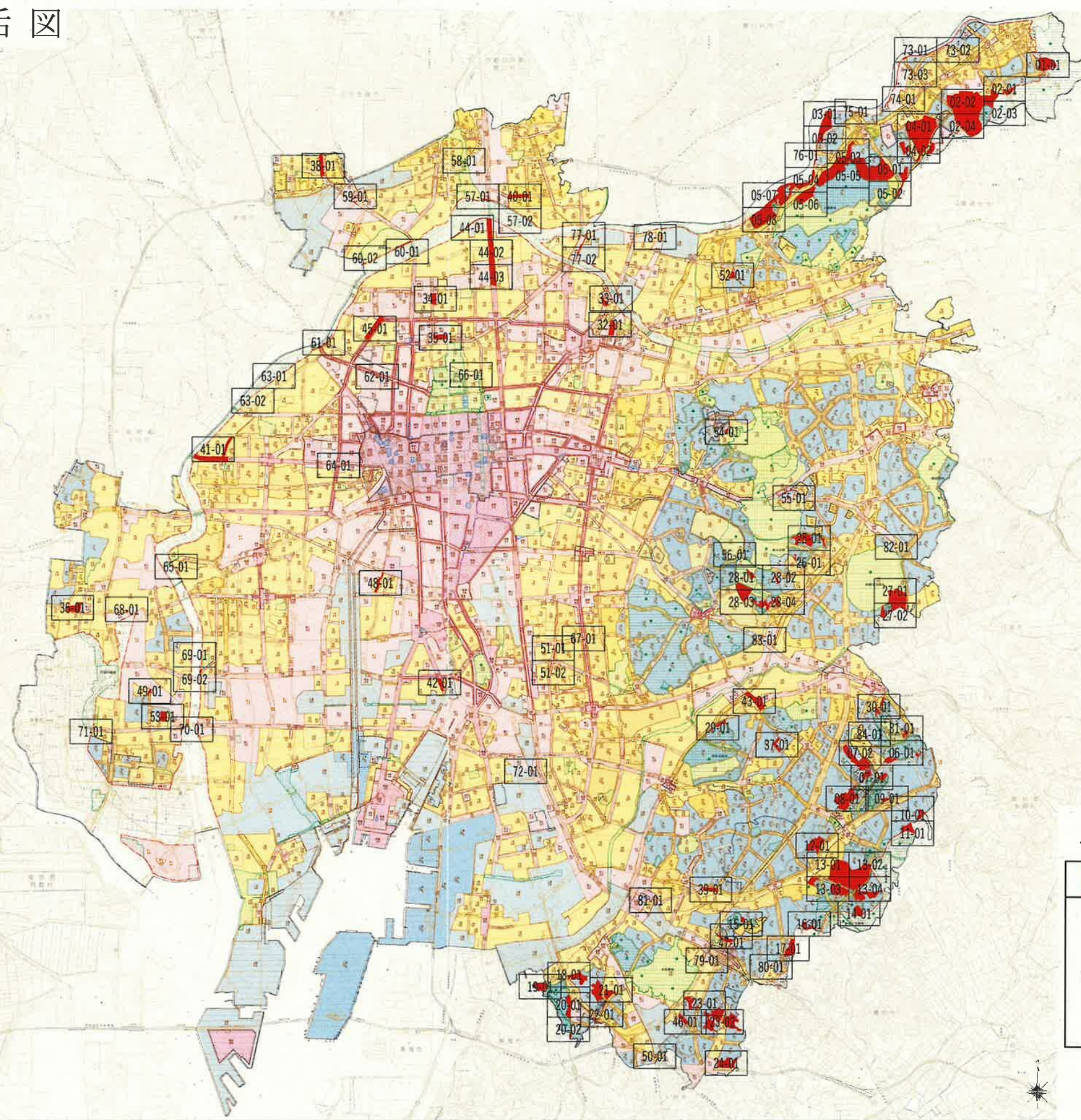
① 議案資料

資料番号	資料
なし	第 4 号～第 7 号、第 9 号～第 11 号議案に関わる「総括図」
4－1	第 4 号議案に関わる「名古屋都市計画区域区分の変更計画書」
5－1	第 5 号議案に関わる「名古屋都市計画用途地域の変更計画書」
6－1	第 6 号議案に関わる「名古屋都市計画特別用途地区の変更計画書」
7－1	第 7 号議案に関わる「名古屋都市計画高度地区の変更計画書」
8－1	第 8 号議案に関わる「名古屋都市計画特定用途誘導地区の変更計画書」
8－2	第 8 号議案に関わる「総括図」
9－1	第 9 号議案に関わる「名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更計画書」
10－1	第 10 号議案に関わる「名古屋都市計画風致地区の変更計画書」
11－1	第 11 号議案に関わる「名古屋都市計画緑化地域の変更計画書」

② 議案資料（A 4 横綴じ）

資料番号	資料
なし	第 4 号～第 7 号、第 9 号～第 11 号議案に関わる「計画図」
なし	第 8 号議案に関わる「計画図」

総括図



- | | |
|--------|-----------------------|
| 第 4号議案 | 名古屋都市計画区域区分の変更 |
| 第 5号議案 | 名古屋都市計画用途地域の変更 |
| 第 6号議案 | 名古屋都市計画特別用途地区の変更 |
| 第 7号議案 | 名古屋都市計画高度地区の変更 |
| 第 9号議案 | 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更 |
| 第10号議案 | 名古屋都市計画風致地区の変更 |
| 第11号議案 | 名古屋都市計画緑化地域の変更 |

凡例

区域区分及び用途地域等を変更する区域

計画図の図郭番号

00-00
a b

a: 地区の番号 b: 枝番

計画図の図郭

名古屋都市計画区域区分の変更計画書（案）

（ 名 古 屋 市 決 定 ）

名古屋都市計画区域区分の変更（名古屋市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

（単位：千人）

区分 \ 年次		平成 2 7 年	令和 1 2 年
都市計画区域内人口	都市計画区域内人口	3, 258. 8	—
	市街化区域内人口	3, 038. 8	—
	配分する人口	—	—
	保留する人口	—	—
	（特定保留）	—	—
	（一般保留）	—	—

（注）人口フレームは広域都市計画圏で設定しており、一般保留している人口フレームの解除については、随時各都市計画区域に割り付けることとしている。

3 産業フレーム

区分 \ 年次		平成 2 5 年	令和 1 2 年
県内総生産額【愛知県】 （十億円）	県内総生産額【愛知県】 （十億円）	34, 823	44, 108
	保留する面積(ha)	—	—
	（特定保留）	—	—
	（一般保留）	—	—

（注）産業フレームは広域都市計画圏で設定しており、一般保留している産業フレームの解除については、随時各都市計画区域に割り付けることとしている。

(参考) 広域都市計画圏のフレーム

1) 広域都市計画圏の名称
「尾張広域都市計画圏」

2) 都市計画圏に係る人口フレーム (単位: 千人)

区 分		尾張広域 都市計画圏	都市計画区域		
			名古屋	尾張	知多
平成 27 年 (西暦 2015 年)	都市計画区域内人口	5,127.2	3,258.8	1,251.0	617.4
	市街化区域内人口	4,416.6	3,038.8	847.3	530.4
令和 12 年 (西暦 2030 年)	都市計画区域内人口	5,019.7	5,019.7		
	市街化区域内人口	4,362.1	4,362.1		
	配分する人口	4,343.3	4,343.3		
	保留する人口	18.8	18.8		
	特定保留	—	—		
	一般保留	18.8	18.8		

3) 都市計画圏に係る産業フレーム

区 分		愛知県	尾張広域都市計画圏		
			名古屋 都市計画区域	尾張 都市計画区域	知多 都市計画区域
平成 25 年 (西暦 2013 年)	県内総生産額(十億円)	34,823	—	—	—
令和 12 年 (西暦 2030 年)	県内総生産額(十億円)	44,108	—		
	保留する面積(ha)	1,113	731		
	特定保留	0	—		
	一般保留	1,113	731		

名古屋都市計画用途地域の変更計画書（案）

（ 名 古 屋 市 決 定 ）

名古屋都市計画用途地域の変更（名古屋市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の 後退距 離の限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	その他 及び 備 考
第一種低層住居専用地域	約 396 ha	5/10 以下	3/10 以下	1.5m	—	10m	(8.0 %)
	約 472 ha	6/10 以下	4/10 以下	1.5m	—	10m	(9.6 %)
	約 261 ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	(5.3 %)
	約 1,541 ha	8/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	(31.2 %)
	約 479 ha	10/10 以下	3/10 以下	1.5m	—	10m	(9.7 %)
	約 216 ha	10/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	(4.4 %)
	約 406 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	(8.2 %)
	約 1,164 ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	(23.6 %)
小 計	約 4,937 ha						16.3 %
第二種低層住居専用地域	約 54 ha	8/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	(59.5 %)
	約 11 ha	10/10 以下	3/10 以下	1.5m	—	10m	(12.0 %)
	約 3.6 ha	10/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	(4.0 %)
	約 6.8 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	(7.6 %)
	約 15 ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	(16.9 %)
	約 90 ha						0.3 %
第一種中高層住居専用地域	約 260 ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	(25.6 %)
	約 246 ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(24.2 %)
	約 510 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(50.2 %)
	約 1,016 ha						3.4 %
第二種中高層住居専用地域	約 206 ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(10.5 %)
	約 1,746 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(89.5 %)
	約 1,952 ha						6.4 %
第一種住居地域	約 7,211 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	23.8 %
第二種住居地域	約 3,069 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(97.4 %)
	約 24 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(0.8 %)
	約 56 ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(1.8 %)
	約 3,149 ha						10.4 %
準住居地域	約 141 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(41.5 %)
	約 198 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(58.5 %)
	約 339 ha						1.1 %
近隣商業地域	約 757 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	(29.6 %)
	約 1,539 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	(60.1 %)
	約 265 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	(10.3 %)
	約 2,560 ha						8.5 %
商業地域	約 1,177 ha	40/10 以下	—	—	—	—	(52.0 %)
	約 443 ha	50/10 以下	—	—	—	—	(19.6 %)
	約 256 ha	60/10 以下	—	—	—	—	(11.3 %)
	約 103 ha	70/10 以下	—	—	—	—	(4.5 %)
	約 62 ha	80/10 以下	—	—	—	—	(2.8 %)
	約 70 ha	90/10 以下	—	—	—	—	(3.1 %)

商業地域	約	116	ha	100/10 以下	—	—	—	—	(5.1 %)
	約	3.8	ha	110/10 以下	—	—	—	—	(0.2 %)
	約	32	ha	130/10 以下	—	—	—	—	(1.4 %)
小 計	約	2,263	ha						7.5 %
準工業地域	約	3,245	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(91.7 %)
	約	292	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(8.3 %)
小 計	約	3,537	ha						11.7 %
工業地域	約	2,559	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.5 %
工業専用地域	約	648	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.1 %
合計	約	30,262	ha						100 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

低未利用の基盤未整備地区等におけるゆとりの維持・創出、土地利用の変化、都市基盤の整備等に対応するため、将来の土地利用計画、周辺の土地利用の現況及び都市施設の整備状況等を総合的に検討し、適切な用途地域に変更する。

名古屋都市計画特別用途地区の変更計画書（案）

（ 名 古 屋 市 決 定 ）

名古屋都市計画特別用途地区の変更（名古屋市決定）

都市計画特別用途地区に特別低層住居専用地区を次のように追加する。

種 類	面 積	備 考
文 教 地 区	約 568 ha	・ 条例 名古屋市文教地区建築条例 ・ 規制内容 教育文化施設に係る良好な環境の保護に支障を及ぼすおそれのある建築物を規制する。
特 別 工 業 地 区	約 1,602 ha	
第1種特別工業地区	約 665 ha	・ 条例 名古屋市特別工業地区建築条例 ・ 規制内容 近隣に環境悪化をもたらすおそれのある工場業種を規制する。(用途地域が準工業地域に指定されている区域のうち、近隣公害を防止すべき地区に指定)
第2種特別工業地区	約 937 ha	・ 条例 名古屋市特別工業地区建築条例 ・ 規制内容 広域に公害をもたらすおそれのある工場業種を規制する。(用途地域が工業地域に指定されている区域のうち、広域公害を防止すべき地区に指定)
中高層階住居専用地区	約 114 ha	・ 条例 名古屋市中高層階住居専用地区建築条例 ・ 規制内容 中高層階を住居以外の用途に供する建築物を規制する。
研究開発地区	約 32 ha	・ 条例 名古屋市研究開発地区建築条例 ・ 規制内容 研究開発施設に係る環境の保護及び業務の利便の増進を妨げるおそれのある建築物を規制する。

大規模集客施設制限地区	約 3,537 ha	・名古屋市域における全ての準工業地域に指定 ・条例 名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例 ・規制内容 都市構造や周辺環境に大きな影響を与えるおそれのある大規模集客施設を規制する。
スポーツ・レクリエーション地区	約 53 ha	・条例 名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例 ・緩和内容 第二種住居地域の大規模な都市公園において、観覧場等のスポーツ・レクリエーション施設の用途を緩和する。
特別低層住居専用地区	約 472 ha	・条例 名古屋市特別低層住居専用地区建築条例 ・規制内容 敷地面積300㎡以上を有する二戸以下の住宅の用途に供する建築物以外を規制する。
合 計	約 6,379 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

低未利用の基盤未整備地区等におけるゆとりの維持・創出を図るため、特別低層住居専用地区を定めるとともに、用途地域の変更に伴い適切な特別用途地区へ変更し、計画書の様式を改めるもの。

名古屋都市計画高度地区の変更計画書（案）

（ 名 古 屋 市 決 定 ）

名古屋都市計画高度地区の変更（名古屋市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
高 度 地 区 (10m高度地区)	約 5,027ha	1 建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、10メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.5分の1に5メートルを加えたもの以下とする。	
高 度 地 区 (15m高度地区)	約 728ha	1 建築物の高さは、15メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.5分の1に7.5メートルを加えたもの以下とする。	
高 度 地 区 (20m高度地区)	約 3,181ha	1 建築物の高さは、20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.5分の1に7.5メートルを加えたもの以下とする。	
高 度 地 区 (31m高度地区)	約 9,480ha	1 建築物の高さは、31メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの1.5分の1に20メートルを加えたもの以下とする。	

高 度 地 区 (絶対高31m 高度地区)	約 6,561ha	建築物の高さは、31メートル以下とする。	
高 度 地 区 (45m高度地区)	約 222ha	1 建築物の高さは、45メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの1.5分の1に20メートルを加えたもの以下とする。	
高 度 地 区 (絶対高45m 高度地区)	約 1,831ha	建築物の高さは、45メートル以下とする。	
合 計	約27,030ha		

1 10m高度地区、15m高度地区、20m高度地区、31m高度地区、絶対高31m高度地区、45m高度地区及び絶対高45m高度地区内の制限の緩和

- (1) 建築物の各部分の高さを算定する場合における地盤面については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第135条の4第1項第2号の規定を準用する。
- (2) 前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線については、令第135条の4第1項第1号の規定を準用する。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条第1項から第4項まで（第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物は、この都市計画の規定を適用する場合においては、これを一の建築物とみなす。

2 10m高度地区、15m高度地区、20m高度地区、31m高度地区、絶対高31m高度地区、45m高度地区及び絶対高45m高度地区内の適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、上記の制限は適用しない。

- (1) 市長が法第55条第2項の規定により認定し、又は法第55条第3項若しくは第4項、第59条の2第1項、第86条第3項若しくは第4項、第86条の2第2項若しくは第3項の規定により許可した建築物
- (2) 15m高度地区内において、軒の高さが15メートル未満かつ高さが17メートル以下の建築物で、市長が建築物の形態及び敷地内空地等について配慮がなされ、市街地の環境の整備に資すると認めたもの

- (3) 20m高度地区内において、軒の高さが20メートル未満かつ高さが22メートル以下の建築物で、市長が建築物の形態及び敷地内空地等について配慮がなされ、市街地の環境の整備に資すると認めたもの
- (4) 15m高度地区、20m高度地区、31m高度地区、絶対高31m高度地区、45m高度地区及び絶対高45m高度地区内において、令第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市長が市街地の環境の整備改善に資すると認め、建築審査会の同意を得て許可したもの
- (5) 地区計画の区域のうち再開発等促進区（地区整備計画において建築物の高さの最高限度が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画の内容に適合する建築物
- (6) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で、市長が土地利用上適当であり、市街地の環境の整備に資すると認めたもの
- (7) 法第3条第2項の規定によりこの都市計画の規定の適用を受けない建築物についての増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）で、当該増築等に係る部分がこの都市計画の規定による制限の範囲内で、新たに不適格部分を生じさせるものでないもの（この都市計画の規定による許可や認定を受けた建築物の敷地内におけるものを除く。また、この都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の当該都市計画において定められた内容に相当する従前の当該都市計画において定められた内容に違反している建築物を除く。）
- (8) 法第3条第2項の規定によりこの都市計画の規定の適用を受けない共同住宅についての新築（当該建築物の建替えのためのものに限る。）、増築、改築又は移転で、この都市計画の規定に適合させることが著しく困難で、かつ、市長が周辺の市街地環境の維持に支障ないと認め、建築審査会の同意を得て許可したもの
- (9) 法第3条第2項の規定によりこの都市計画の規定の適用を受けない共同住宅についての新築（当該建築物の建替えのためのものに限る。）、増築、改築又は移転で、一定の敷地内空地を有する敷地に建築される建築物で、市長が周辺の市街地環境の維持改善に資すると認め、建築審査会の同意を得て許可したもの
- (10) その他市長が公益上やむを得ないと認め、又は土地利用上適当と認め、建築審査会の同意を得て許可した建築物

建築物の敷地が高度地区の内外又は2種類以上の高度地区にわたる場合の措置

- (1) 建築物の敷地が高度地区の内外にわたる場合で、敷地内の高度地区の内外を区分する境界線上の各点から真南方向への水平延長線が属する敷地内の区域（以下、この号において「当該区域」という。）が高度地区の指定されている区域であるときは、当該区域内の建築物の高さは、当該区域に指定されている高度地区の種類に応じて、10m高度地区内においては10メートル以下、15m高度地区内においては15メートル以下、20m高度地区内においては20メートル以下、31m高度地区においては31メートル以下、45m高度地区においては45メートル以下とする。
- (2) 建築物の敷地が10m高度地区及び15m高度地区にわたる場合又は10m高度地区及び20m高度地区にわたる場合で、敷地内の高度地区を区分する境界線上の各点から真南方向への水平延長線が属する敷地内の区域（以下、この号において「当該区域」という。）が10m高度地区の指定されている区域であるときは、次に定めるものとする。

- ア 当該区域内の建築物の高さは、10メートル以下とする。
- イ 当該区域内の建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.5分の1に7.5メートルを加えたもの以下とする。
- (3) 建築物の敷地が10m高度地区及び31m高度地区にわたる場合又は10m高度地区及び45m高度地区にわたる場合で、敷地内の高度地区を区分する境界線上の各点から真南方向への水平延長線が属する敷地内の区域（以下、この号において「当該区域」という。）が10m高度地区の指定されている区域であるときは、当該区域内の建築物の高さは、10メートル以下とする。
- (4) 建築物の敷地が15m高度地区及び31m高度地区にわたる場合、20m高度地区及び31m高度地区にわたる場合、15m高度地区及び45m高度地区にわたる場合又は20m高度地区及び45m高度地区にわたる場合で、敷地内の高度地区を区分する境界線上の各点から真南方向への水平延長線が属する敷地内の区域（以下、この号において「当該区域」という。）がそれぞれ15m高度地区又は20m高度地区の指定されている区域であるときは、次に定めるものとする。
- ア 当該区域内の建築物の高さは、15m高度地区内においては15メートル以下、20m高度地区内においては20メートル以下とする。
- イ 当該区域内の建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とする。
- (5) 建築物の敷地が絶対高31m高度地区及びその他の高度地区又は絶対高45m高度地区及びその他の高度地区にわたる場合で、敷地内の高度地区を区分する境界線上の各点から真南方向への水平延長線が属する敷地内の区域（以下、この号において「当該区域」という。）がそれぞれ絶対高31m高度地区又は絶対高45m高度地区の指定されていない区域であるときは、当該区域内の建築物の高さは、当該区域に指定されている高度地区の種類に応じて、10m高度地区内においては10メートル以下、15m高度地区内においては15メートル以下、20m高度地区内においては20メートル以下、31m高度地区においては31メートル以下、45m高度地区においては45メートル以下とする。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

用途地域の変更に伴い、適切な高度地区へ変更する。

名古屋都市計画特定用途誘導地区の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画特定用途誘導地区の変更（名古屋市決定）

都市計画特定用途誘導地区を次のように変更する。

種類 (地区名)	面積	建築物等の 誘導すべき用途	誘導すべき用途に供する 建築物の容積率の最高限度	備考
特定用途誘導地区 (都心地区)	約 863ha	別表第 1 のとおり	別表第 2 のとおり	
特定用途誘導地区 (鶴舞地区)	約 0.8ha	別表第 1 のとおり	別表第 2 のとおり	
特定用途誘導地区 (地域拠点 A 地区)	約 229ha	別表第 1 のとおり	別表第 2 のとおり	
特定用途誘導地区 (地域拠点 B 地区)	約 177ha	別表第 1 のとおり	別表第 2 のとおり	
計	約 1270ha			

別表第 1

地区名	建築物等の誘導すべき用途
都心地区	次の各号に掲げるもののうち、都市機能を誘導するために容積率制限を緩和すべきものと市長が認めたもの（第一号から第九号まで及び第十五号に掲げるものについては、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）とする。 - 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 - 二 多目的ホール（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 2 項に規定する興行場営業を行うことを主たる目的とした恒久的なものに限る。） - 三 博物館又は美術館 - 四 図書館 - 五 生涯学習施設 - 六 スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が 8,000 m²以上のもの - 七 大学 - 八 市民向けの展示会及び国際的な規模の会議を開催することができるホール又は会議室等で次に掲げる条件に該当するもの - ア 不特定多数の者が利用できること - イ 1 室の床面積が 200 m²以上あるものが 1 以上あること - 九 ホテル（前号に掲げるホール又は会議室等を有するものに限る。） - 十 イノベーション施設として市長が指定したもの - 十一 地域魅力発信施設として市長が指定したもの - 十二 外国語での教育に対応した教育施設として市長が指定したもの

	十三 外国語での診療に対応した医療施設として市長が指定したもの 十四 外国語での保育に対応した保育施設として市長が指定したもの 十五 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院で同法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床が 200 床以上のものに限る。） 十六 沿道の賑わいを生み出す商業文化施設として市長が指定したもの 十七 前号に掲げるもののほか、まちの魅力や利便性の向上に資する施設として市長が指定したもの
鶴舞地区	イノベーション施設として市長が指定したもの
地域拠点 A 地区	次の各号に掲げるもののうち、都市機能を誘導するために容積率制限を緩和すべきものと市長が認めたもの（第一号から第九号まで及び第十五号から第十八号までに掲げるものについては、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）とする。 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 二 多目的ホール（興行場法第 1 条第 2 項に規定する興行場営業を行うことを主たる目的とした恒久的なものに限る。） 三 博物館又は美術館 四 図書館 五 生涯学習施設 六 スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が 8,000 m²以上のもの 七 大学 八 市民向けの展示会及び国際的な規模の会議を開催することができるホール又は会議室等で次に掲げる条件に該当するもの ア 不特定多数の者が利用できること イ 1 室の床面積が 200 m²以上あるものが 1 以上あること 九 ホテル（前号に掲げるホール又は会議室等を有するものに限る。） 十 イノベーション施設として市長が指定したもの 十一 地域魅力発信施設として市長が指定したもの 十二 外国語での教育に対応した教育施設として市長が指定したもの 十三 外国語での診療に対応した医療施設として市長が指定したもの 十四 外国語での保育に対応した保育施設として市長が指定したもの 十五 児童厚生施設 十六 老人福祉センター 十七 病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院で同法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床が 200 床以上のものに限る。） 十八 区役所 十九 沿道の賑わいを生み出す商業文化施設として市長が指定したもの

	二十 前号に掲げるもののほか、まちの魅力や利便性の向上に資する施設として市長が指定したもの
地域拠点 B 地区	次の各号に掲げるもののうち、都市機能を誘導するために容積率制限を緩和すべきものと市長が認めたもの（第一号から第十号までに掲げるものについては、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。）とする。 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 二 多目的ホール（興行場法第 1 条第 2 項に規定する興行場営業を行うことを主たる目的とした恒久的なものに限る。） 三 博物館又は美術館 四 図書館 五 生涯学習施設 六 スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が 8,000 m²以上のもの 七 児童厚生施設 八 老人福祉センター 九 病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院で同法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床が 200 床以上のものに限る。） 十 区役所 十一 沿道の賑わいを生み出す商業文化施設として市長が指定したもの 十二 前号に掲げるもののほか、まちの魅力や利便性の向上に資する施設として市長が指定したもの

別表第 2

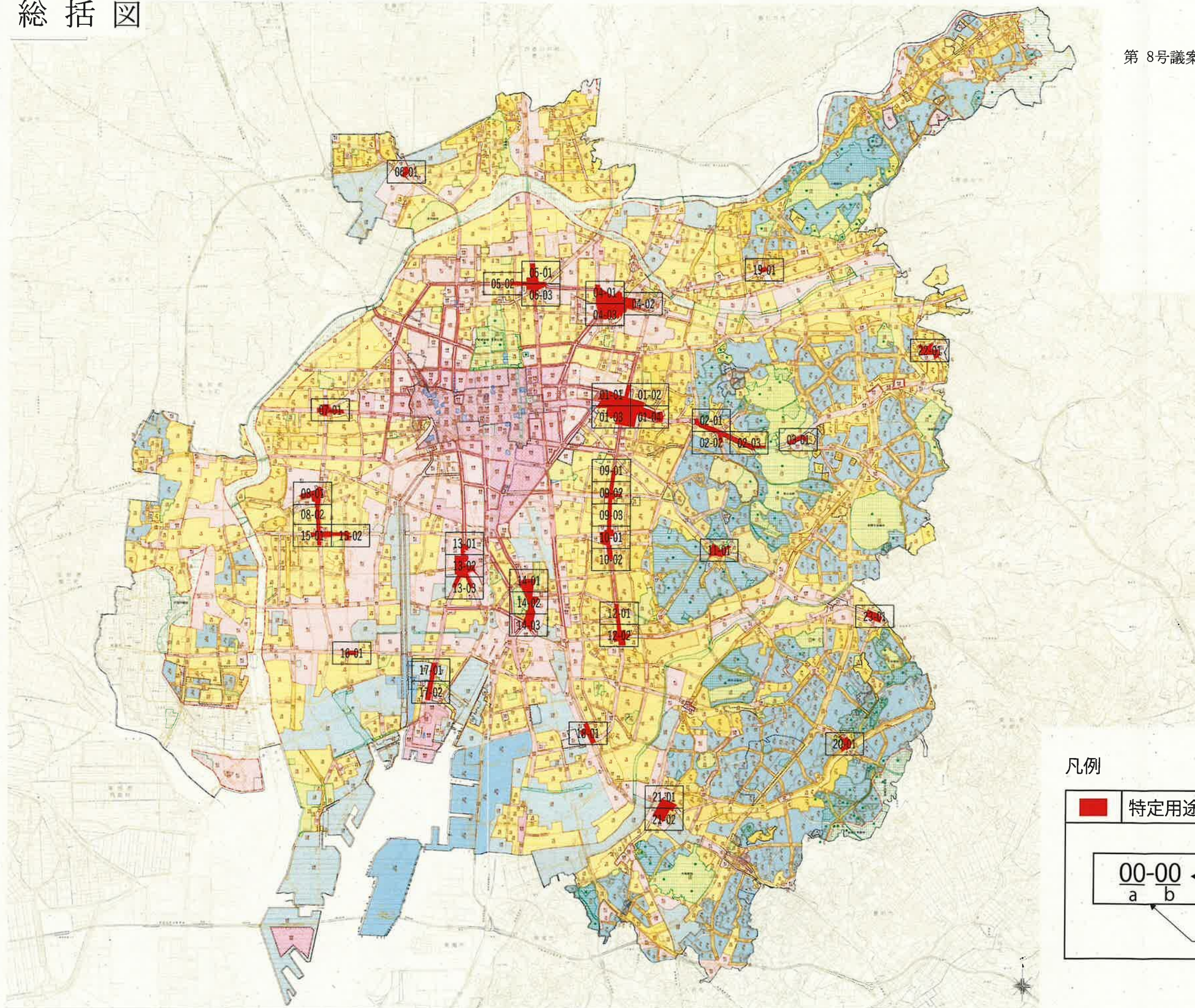
地区名	誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度
都心地区・ 地域拠点 A 地区・ 地域拠点 B 地区	建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値（名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画又は錦二丁目 7 番地区計画西地区の区域内の建築物はそれぞれ当該地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度の第 1 項中の地区計画基準容積率の数値）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物は、当該各号に定める数値とする。 一 次に掲げる条件に該当する建築物 建築物の建築面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）が 200 m²以上であること。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 60 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する建築物については、この限りでない。 次の式によって計算した数値 $V = V_0 + V_1$ $V_1 = A_1 / A_0 \quad (V_1 \leq V_0 / 50 + 5 / 10)$

	この式において、V、V_0、V_1、A_0及びA_1は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V：誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値 V_0：建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値（名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画又は錦二丁目7番地区計画西地区の区域内の建築物はそれぞれ当該地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度の第1項中の地区計画基準容積率の数値） V_1：割増容積率 A_0：建築物の敷地面積（建築物の敷地が特定用途誘導地区の区域の内外にわたるときは当該建築物の敷地のうち区域内の部分の面積） A_1：建築物の誘導すべき用途に供する部分の床面積（建築基準法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されない部分を除く。）の合計 二 前号に掲げる建築物で、建築基準法第52条第8項本文の規定に基づき特定行政庁が指定する区域内にあって、その一部を住宅の用途に供し、同項各号に掲げる条件に該当するもの 次の式によって計算した数値 $V = (1 + 0.1 \times R_1 \times R_2) \times V_0 + V_1$ この式において、V、V_0及びV_1は、それぞれ前号に定めるV、V_0及びV_1を表し、R_1及びR_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 R_1：建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 R_2：住戸の床面積が50㎡以上240㎡以下の住戸の数のその建築物全体の住戸の数に対する割合
鶴舞地区	建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値とする。ただし、市長がイノベーションの中核支援拠点と認めた建築物であつて、その誘導すべき用途に供する部分の床面積（建築基準法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されない部分を除く。）の合計のその延べ面積（建築基準法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積）に対する割合が2分の1以上であるものは、42/10とする。

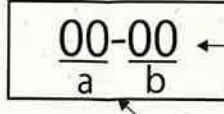
「位置、区域は計画図表示のとおり。ただし、地区計画において建築物の容積率の最高限度が定められた区域内（名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画及び錦二丁目7番地区計画西地区の区域内を除く。）については、当該区域から除く。」

理 由

地域の拠点施設を誘導するため、地域拠点A地区及び地域拠点B地区を追加するとともに、あわせて、都心地区における建築物等の誘導すべき用途を拡充するもの。



凡例

	特定用途誘導地区を変更する区域
	計画図の図郭番号 a: 地区の番号 b: 枝番 計画図の図郭

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更計画書（案）

（ 名 古 屋 市 決 定 ）

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更（名古屋市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 1, 3 4 1 ha	
準 防 火 地 域	約 2 3, 8 9 3 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

用途地域の変更に伴い、市街地における火災の危険を防除するため変更する。

名古屋都市計画風致地区の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画風致地区の変更（名古屋市決定）

都市計画東山風致地区ほか1地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
東山風致地区	約 663ha	名古屋市風致地区内建築等規制条例 (昭和 45 年 4 月 8 日名古屋市条例第 27 号) による建築物の建築、宅地の 造成、木竹の伐採、水面の埋立等の 規制

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

境界となっている地形地物の位置の変更に応じ、東山風致地区の区域を変更するものである。

名古屋都市計画緑化地域の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画緑化地域の変更（名古屋市決定）

都市計画緑化地域を次のように変更する。

種 類	面 積	緑 化 率 の 最 低 限 度		備 考
緑化地域	約 30,262ha	建蔽率が 5/10 以下の 区域	2/10	
		建蔽率が 5/10 を超え 6/10 以下の区域	1.5/10	
		建蔽率が 6/10 を超え る区域	1/10	

次の各号のいずれかに該当する建築物については、上記に定める緑化率の規定は適用せず、当該各号に定める緑化率を適用する。

1 建蔽率が 5/10 以下の区域において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項の規定により、建蔽率が 5/10 を超える場合、建蔽率が 6/10 以下となる建築物の緑化率の最低限度は 1.5/10 と定め、建蔽率が 6/10 を超える建築物の緑化率の最低限度は 1/10 と定める。

2 建蔽率が 5/10 を超え 6/10 以下の区域において、建築基準法第 53 条第 3 項の規定により、建蔽率が 6/10 を超える建築物の緑化率の最低限度は 1/10 と定める。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

（注意事項）

- 1 緑化率は都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。
- 2 建蔽率は建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建築物の建蔽率の最高限度とする。

理 由

市街化区域の境界とされた地形地物の変更等により局部的に市街化区域が変更されることに伴い、緑化地域を変更する。